

海外における家電リサイクル制度の一覧表

	ドイツ	韓国	中国	カナダ (ブリティッシュコロンビア州)
制度	廃電気・電子機器法 (ElektroG) (欧州 WEEE 指令)	電気・電子製品及び自動車の資源循環に関する法律	廃棄電気電子製品回収処理条例	Recycling Regulation
対象	大型家電、小型家電、IT・通信機器、消費者機器、照明器具、電気・電子工具、玩具・レジャー・スポーツ用品、医療機器、モニター機器・コントロール機器、自動販売機・自動現金引き出し機	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコン、オーディオ、携帯電話、プリンター、コピー機、ファクシミリ (10 製品)	(第一次リスト) テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコン	フェーズI : テレビ、PC、PC モニター、キーボード、マウス、その他周辺機器、プリンター フェーズII : オーディオ・ビジュアル、コンシューマ機器、サーモスタット、携帯電話、住宅用蛍光灯、同製品に使用されるバッテリー フェーズIII : 煙探知器、同製品に使用されるバッテリー フェーズIV : 小型家電、同製品に使用されるバッテリー、フェーズV : 自動販売機、電気電子用具、IT・通信機器、大型家電、照明器具、医療機器、監視・制御装置、玩具、レジャー、スポーツ用品、同製品に使用されるバッテリー、E-waste 付属品
費用回収方式	・消費者の排出時負担はなく、生産者が製品の販売量に応じて費用を支出 ・販売量に応じて支出した費用が回収処理費用に充当	・生産者又は生産者団体 (KAEE) が基本的に回収・リサイクル費用を負担 ・自治体が独自に回収・リサイクルを実施する場合は独自予算で負担	・消費者の排出時負担はなく、生産者が製品の販売量に応じて費用を支出 ・販売量に応じて支出した費用がその年の回収処理費用に充当 ・政府が補助金として管理	・消費者は対象製品購入時に、リサイクル料金を支払い ・消費者が支払ったリサイクル料金がその年の回収・リサイクル費用に充当 ・生産者責任機構 (EPRA、MARR 等) がリサイクル料金を管理
製品購入時のリサイクル料金表示の有無	・リサイクル料金は明示されていない	・リサイクル料金は明示されていない	・リサイクル料金は明示されていない ・生産者が支出する金額は明示されている	・ブリティッシュコロンビア州では、リサイクル料金は明示され、製品価格に上乗せ又は別途徴収されているケースが多い ・他州ではリサイクル料金の明示を禁止しているケースもある
回収目標と回収率(定義)	・ドイツの 2010 年の回収量は 8.8kg ※WEEE 指令改正前においては、欧州 WEEE 指令の目標を適用 (年間 4kg/人) ・改正欧州 WEEE 指令では、回収目標、回収率が設定。ドイツ国内でも指令に基づき回収目標の検討が行われる見込み	・2011 年時点で 1 人あたり 2.5kg であったリサイクル量を、EU の水準である 4kg 以上に段階的に拡大していく計画	・現状では規定なし	・ブリティッシュコロンビア州の EPRA プログラム (テレビ・PC 等が対象) では、2011 年からの 3 年間の年平均回収量目標を 18,000 トンと設定 ・MARR プログラム (大型家電が対象) の 2012 年からの 2 年間の回収率目標 (=回収済製品の推定重量 ÷ 回収可能な製品の推定重量) を 75% と設定
リユース還付	・規定なし	・規定なし	・規定なし (電気電子製品生産者等が自ら回収した場合は、既に納付した補助金分が還付される)	・規定なし
既販品への対応	・当該年に排出された WEEE については、既販品であっても生産者が支払う費用でリサイクル費用が賄われている	・当該年に排出された廃電気・電子機器については、既販品であっても生産者が支払う費用でリサイクル費用が賄われている	・当該年に排出された WEEE については、既販品であっても生産者が支払う費用でリサイクル費用が賄われていると推測	・当該年に排出された WEEE については、既販品であってもリサイクル料金で賄われている
倒産対応	・生産者は倒産した場合でも製品の処理義務を遂行できるよう、EAR (廃電子機器管理機構) 登録時に銀行等の証明を取得 ・生産者は、保証金等を所轄官庁へ支払う義務を負う	・規定なし	・当該年に排出された WEEE については、倒産した企業分についてもその他の生産者が支払うリサイクル費用で賄われていると推測	・対象製品であれば孤児製品も回収される (リサイクル料金は孤児製品も含めた処理費用を賄うことができるよう設定)
収集運搬費用の取扱い	・回収拠点までの収集運搬費用は消費者が負担 ・引渡費用は無料 (自治体が各消費者の居住地域まで回収しに行く場合は消費者が負担) ・回収拠点から処理拠点までの収集運搬費用は生産者が負担 ・自治体や小売業者が独自に処理を行う場合は自治体・小売業者が負担	・消費者が新たな電気・電子機器を買い替える際には、生産者・小売業者が無償で廃電気・電子機器を引き取り、その後の収集運搬費用は生産者が負担 ・消費者が自治体に引き渡す際には、消費者が手数料を支払う。手数料は自治体から委託リサイクル業者までの運搬費や独自処分費用に充当	・回収ルートは様々であるが、回収拠点までの収集運搬費用・回収拠点からリサイクル拠点までの収集運搬費用は、回収業者、処理業者が負担と想定 (条例でも補助金の使用範囲として廃電気電子製品回収処理費用と明示されているため、電気電子製品生産者等が納付する補助金にて賄われているものと想定)	・消費者は自ら回収拠点に持ち込む ・有料で自宅回収を行う業者も存在